第百三十九条の十第二項第一号イ中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に、「又は第四十二条の十二の三第五項」を「、第四十二条の十二の三第五項」に、「の規定」を「又は第四十二条の十二の四第五項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定」に改め、同号ロ中「第八項」を「第九項」に改め、同項第二号ロ中「第四十二条の四第二項から第四項まで」を「第四十二条の四第三項、第六項若しくは第七項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第四十二条の六第二項若しくは第三項」に改め、「第四十二条の十一の二第二項」の下に「（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（同法第四十二条の四第三項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十一の三第二項」を加え、「第四十二条の四第二項に」を「第四十二条の四第三項に」に、「又は第四十二条の十二の四（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（同条第一項」を「、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の五（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（同条第二項第七号」に、「の規定」を「、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十六条の九の三第四項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定」に改める。

第百四十条の二第一項第一号中「よるもの」の下に「及び株式分配」を加える。

第百四十条の二の次に次の一条を加える。

（所得税額に含まないものとされる連結還付金の額）

第百四十条の三　法第六十八条第三項（所得税額の控除）に規定する政令で定める金額は、同項に規定する連結還付金の額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第六十八条第三項の連結中間申告書に係る法第八十一条の二十第一項第二号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる金額を計算する場合に法第八十一条の十四第一項（連結事業年度における所得税額の控除）の規定による控除をされるべき金額

二　前号に掲げる金額のうち法第六十八条第三項に規定する内国法人に帰せられるものとして第百五十五条の四十四第一項（連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算）の規定に準じて計算した金額

第百四十二条第一項中「連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額」、同法第四十二条の六第七項（連結納税の承認を取り消された場合の機械等に係る法人税額）、同法」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」、第四十二条の六第五項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、同法」に、「連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額）、同法」を「沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、」に、「連結納税の承認を取り消された場合の経営改善設備に係る法人税額）、同法」を「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の四第五項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、」に、「特例）、同法」を「特例）、」に、「第八項」を「第九項」に、「特別税率）、同法」を「特別税率）並びに」に改める。

第百四十二条の二第四項中「第七十三条第二項第二号及び第四号から第二十一号まで」を「第七十三条第二項第一号、第三号及び第五号から第二十二号まで」に、「特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入」を「内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入」を「特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

第百四十五条の二第二項第一号中「第二条第十二号の十八イ」を「第二条第十二号の十九イ」に改め、同項第二号中「第二条第十二号の十八ロ」を「第二条第十二号の十九ロ」に改め、同項第三号中「第二条第十二号の十八ハ」を「第二条第十二号の十九ハ」に改める。

第百四十五条の五第三号中「第二条第十二号の十八ロ」を「第二条第十二号の十九ロ」に改める。

第百五十条の二中「引継ぎ）」の下に「、第百十九条第一項（有価証券の取得価額）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　法第七十二条第四項に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

3　法第七十二条第四項に規定する政令で定める繰延資産は、第十四条第一項第六号（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものとする。

4　法第七十二条第四項に規定する損失の額で政令で定めるものは、棚卸資産、固定資産又は前項に規定する繰延資産について生じた次に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡されるものを除く。）の合計額とする。

一　法第七十二条第四項に規定する災害（以下この項において「災害」という。）により当該資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含む。）

二　災害により当該資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該資産を事業の用に供することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過した日の前日までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用に係る損失の額

イ　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

ロ　当該資産の原状回復のための修繕費

ハ　当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

三　災害により当該資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額

第百五十一条中「第七十四条第一項第三号（所得税額等の控除不足額）」を「第七十二条第四項第一号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる金額の記載がある中間申告書又は法第七十四条第一項第三号（確定申告）」に、「当該金額」を「これらの金額」に改める。

第百五十二条第一号中「その」を「法第七十八条第一項の中間申告書に係る事業年度又は同項の確定申告書に係る」に改め、「もの（」の下に「当該還付金が法第七十四条第一項第三号（確定申告）に掲げる金額に係るものである場合には、」を加える。

第百五十四条の三の見出し中「事実」を「事実等」に改め、同条中「特定の事実が生じた場合の」を削り、同条に次の三項を加える。

2　法第八十条第五項に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

3　法第八十条第五項に規定する政令で定める繰延資産は、第十四条第一項第六号（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものとする。

4　法第八十条第五項に規定する損失の額で政令で定めるものは、棚卸資産、固定資産又は前項に規定する繰延資産について生じた次に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡されるものを除く。）の合計額とする。

一　法第八十条第五項に規定する災害（以下この項において「災害」という。）により当該資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含む。）

二　災害により当該資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該資産を事業の用に供することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過した日の前日までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用に係る損失の額

イ　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

ロ　当該資産の原状回復のための修繕費

ハ　当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用